

契 約 書（案）

支出負担行為担当官 高松国税局総務部次長 西山 克也（以下「甲」という。）と、財務省
共済組合高松国税局支部長 上竹 良彦（以下「乙」という。）と、●●●●● ●●●●● ●●●
●●●（以下「丙」という。）とは、次の条項により「令和7年度人間ドック及び婦人科検診業務
委託」に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（信義誠実の原則）

甲、乙及び丙は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行しなければならない。

第2条（本契約の目的）

- 1 本契約は、「令和7年度人間ドック及び婦人科検診業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき行う、高松国税局、同管内税務署、国税庁高松派遣監督評価官、高松派遣国税庁監察官、税務大学校高松研修所及び高松国税不服審判所職員の健康診断業務（以下「本業務」という。）に関する事項を定めるものである。
- 2 丙は、本契約の条項に従い、本業務を行い、甲及び乙は、丙にその対価を支払うものとする。
なお、本業務のうち、丙が実施する業務は別紙1「契約明細書」のとおりとする。

第3条（履行場所）

業務の履行場所は、別紙1「契約明細書」のとおりとする。

第4条（契約期間）

契約期間は、契約締結日から令和8年3月31日とする。

第5条（検査要領及び責任等）

- 1 丙は、本業務を行うに当たって、甲及び乙の指示に従い、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。
- 2 丙は、本業務を行うに当たって、衛生管理に十分注意を払うとともに、本業務の遂行上発生した事故等について、一切の責任を負うものとする。
- 3 丙は、仕様書に定める要領により検査を実施するものとする。

第6条（契約単価等）

- 1 本契約の予定調達総額は、●円（内消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額等」という。）●円）とし、甲及び乙が丙に支払う単価は、別紙1「契約明細書」に掲げる金額とする。
なお、受診者負担分は、丙が直接、受診者本人に請求するものとする。
- 2 前項の消費税額等は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

第7条（契約保証金）

甲及び乙は、本契約に係る丙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

第8条（権利義務の譲渡等の禁止）

- 1 丙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲及び乙の承認を得

た場合を除き第三者（丙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲及び乙の丙に対する弁済の効力は、甲及び乙が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

第9条（下請け、委任等の禁止）

- 1 丙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 丙は、原則として本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲及び乙に協議し、承認を得た場合はこの限りではない。
- 3 前項ただし書により甲及び乙が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、丙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
- 4 第2項ただし書により甲及び乙が承認した場合であっても、丙は甲及び乙に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。
- 5 第2項ただし書にかかわらず、丙は、第19条第2項第13号から第17号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約を締結する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）とすることができない。
- 6 丙は、契約締結後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。なお、この場合において、丙は、甲及び乙に対して損害賠償その他名目のいかなるものも金銭を要求することができないものとする。
- 7 甲及び乙は、丙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。
 - (1) 下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約を締結し、若しくは下請負人等の契約締結を承認したとき。
 - (2) 正当な理由がないにもかかわらず前項の定めに反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し下請負人等が締結した契約を解除させるためにとりうる措置を講じないとき。
- 8 前項の場合、丙は甲及び乙が実際に被った損害について、第24条に定める損害賠償責任を免れない。

第10条（応札条件の維持）

丙は、本契約が終了するまで、仕様書に定める応札者の条件を維持しなければならない。

第11条（秘密の保持）

- 1 丙は、甲及び乙の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲及び乙の秘密情報（書面等をもって甲及び乙が丙に提供した情報及び甲及び乙の施設内又はそれに準じる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）の機密性を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- 2 丙は、本業務、本納品物及び前項にて秘密保持義務を負っている甲及び乙の秘密情報

が化体された成果物、ソフトウェア、図面、書類、データ等を、本契約履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、又は使用させてはならない。

- 3 丙は、自らの従事者その他の者に対して、本条の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 丙が本条の義務に違反した場合には、甲及び乙は丙に対して、契約単価に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて算出した金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができる。この場合、丙は、甲及び乙が実際に被った損害について、第24条に定める損害賠償責任を免れないものとする。
- 5 個人情報に関する取扱いについては、前各項に掲げるほか別紙2「個人情報に関する取扱い」の取扱いを遵守しなければならない。
- 6 甲及び乙は、丙が本条の義務に違反した場合には、何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 7 前各項の定めは、本契約終了後においても適用されるものとする。

第12条（費用負担）

本業務の遂行に要する一切の費用は、丙の負担とする。本業務の遂行に当たり、社会通念上、丙が甲及び乙の施設を使用する必要がある場合には、甲及び乙の指定する場所を無償にて提供する。ただし、丙は、施設を使用する場合は、善良な管理者の注意義務をもって使用することとし、施設又は設備その他の物件を故意又は過失により毀損、汚染又は滅失した場合はこれを原状に復し又はその損害を賠償しなければならない。

第13条（監督等）

- 1 甲及び乙は、本契約の履行に関し、甲及び乙の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に丙の本業務の遂行を監督させ、又は、必要な指示をさせることができる。
- 2 丙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。
- 3 甲及び乙は、第9条第2項ただし書の定めにより承認した場合には、丙に対し、本契約上の義務の履行に関して為された丙と第三者との間の契約内容の開示を要求することができるものとする。

第14条（事情変更）

- 1 甲、乙及び丙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適當となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。ただし、乙から労務費、原材料費又はエネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合には、その可否について迅速かつ適切に協議するものとする。
- 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲、乙及び丙が協議して書面により定めるものとする。

第15条（期間の延長）

- 1 丙は、天災地変その他正当な理由により本契約に定める期限までに本業務を終了することができない場合は、正当な理由を明らかにして甲及び乙に期間の延長を求めることができる。
- 2 甲及び乙は、丙の理由をやむを得ないものと認めたときは、甲及び乙が相当と認める日数の期間を延長することができる。
- 3 丙は、仕様書に定める期限までに仕様書に定める納入物（以下「納入物件」という。）の提出を行うことができないと認めたときは、直ちにその理由及び提出予定期日等を甲

及び乙に申し出て、甲及び乙の承認を得なければならない。

- 4 丙の責めに帰すべき事由による延期の申出があった場合、丙は、違約罰として甲及び乙に対し、遅延日数に応じ、契約単価に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて算出した金額に対して年2.5%の遅延損害金を納付するものとする。
- 5 前項の場合、丙は、甲及び乙が実際に被った損害について、第24条に定める損害賠償責任を免れないものとする。

第16条（検査）

- 1 丙は、各月の本業務を終了したときには、納入物件を添えて速やかに甲及び乙に報告し、甲及び乙の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
- 2 甲及び乙は、丙から前項の定めによる報告を受けた日から10日以内に検査職員をして検査を行わなければならない。
- 3 甲及び乙の要求があった場合には、丙は、甲及び乙の実施する検査に立ち会うため、丙の要員を派遣しなければならない。
- 4 丙は、第1項の検査に合格したときをもって本業務を完了したものとする。
- 5 検査の結果不合格の場合、丙は、甲及び乙の指定する期間内に、丙の費用により不合格品を引き取り、検査職員の指示に従い、遅滞なく必要な修補を行った上、再度検査を受けなければならない。
- 6 丙が前項の甲及び乙の指定する期間内に不合格品を引き取らないときは、甲及び乙は、丙に対し、これを丙の費用で返送することができる。返送しない場合でも、甲及び乙は、不合格品の保管につき、何ら責めを負わないものとする。
- 7 第3項、第5項及び前項に係る一切の費用は、丙の負担とする。

第17条（契約金額の請求及び支払）

- 1 丙は、各月の本業務を完了したときは、甲及び乙があらかじめ定める書式又は甲及び乙に事前に提出してその承認を得た丙の書式による支払請求書をもって、契約単価（消費税額等を含む。）に確定数量を乗じて算出した金額の支払を甲及び乙に請求するものとする。
なお、甲に請求する金額のうち、高松国税不服審判所の受診者分は、高松国税不服審判所に請求するものとする。
- 2 前項の請求金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 甲及び乙は、丙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に、丙の金融機関の口座へ振込みにより支払わなければならない。
- 4 前項の期限内に甲及び乙の支払がないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定するところによる。

第18条（本業務完了後における説明等）

丙は、本業務の完了後においても、甲及び乙から本業務の内容について説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

第19条（解 除）

- 1 甲及び乙は、自己の都合により、丙に対し1か月の予告期間をもって書面により通告し、本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、丙に次の各号に該当する事由が生じ、甲及び乙がこれにより丙による本契約上の義務の履行に支障が生じると認められるときは、甲及び乙は、何らの通知又は

催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき。
 - (2) 相当な理由なく、期間内に本契約を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 甲及び乙に重大な損害又は危害をおよぼしたとき。
 - (4) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があるとき。
 - (5) 本業務の履行に著しい遅延のあったとき。
 - (6) 第16条に定める再検査を経ても検査に合格する見込みがないと認められるとき。
 - (7) 丙の善良な管理者としての義務違反により、契約の目的を達することができないとき。
 - (8) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - (9) 自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき。
 - (10) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。
 - (11) 手形、小切手の不渡り等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。
 - (12) 解散の決議をしたとき。
 - (13) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (14) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (15) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (16) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (17) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (18) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。
 - (19) 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
 - (20) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
 - (21) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて甲及び乙の業務を妨害する行為をしたとき。
 - (22) その他、第18号から第21号に準ずる行為をしたとき。
- 3 甲及び乙が前項の定めにより本契約を解除した場合、丙に対して、契約単価に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて算出した金額の100分の30に相当する金額を違約金として請求することができるものとする。
 - 4 丙が、本契約で別途定める場合を除き、本契約上の定め違反した場合には、甲及び乙は、第1項の解除をしない場合でも、丙に対して契約単価に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて算出した金額の100分の30に相当する金額を違約金として請求することができるものとする。
 - 5 前二項の場合、丙は、甲及び乙が実際に被った損害について、第24条に定める損害賠償責任を免れないものとする。
 - 6 甲及び乙が第1項及び第2項の定めにより本契約を解除した場合、丙は甲及び乙に対

して損害賠償等、名目の一切を問わず、金銭を要求することができない。

第20条（本契約の任意解約等）

- 1 甲及び乙は、必要に応じて本契約の内容を変更し、又は本契約を一時中止し、若しくは打ち切ることができるものとする。
- 2 甲及び乙が前項により本契約の内容変更又は一時中止若しくは打ち切りをした場合には、甲及び乙は、丙の要求により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める費用を補償するものとする。
 - (1) 本契約の内容変更の場合 合理的な追加費用
 - (2) 本契約の一時中止又は打ち切りの場合 当該時点までに丙に発生した合理的な費用
- 3 前項の場合において、丙は、甲及び乙に対して前項の費用以外に損害賠償その他名目のいかなを問わず金銭を要求することができないものとする。

第21条（談合等の不正行為に係る解除）

- 1 甲及び乙は、本契約に関し、丙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項若しくは第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 丙又は丙の代理人（丙又は丙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 丙は、本契約に関して、丙又は丙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲及び乙に提出しなければならない。

第22条（談合等の不正行為に係る違約金）

- 1 丙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲及び乙が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約単価に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて算出した金額の100分の10に相当する額を違約金として甲及び乙が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して独占禁止法第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に規定する期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項又は第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定に

- より当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。)
- (3) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 丙又は丙の代理人（丙又は丙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 丙は、前項第4号に定める場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約単価に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて算出した金額の100分の10に相当する額のほか、契約単価に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて算出した金額の100分の5に相当する額を違約金として甲及び乙が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、丙又は丙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項又は第2項の規定による納付命令（独占禁止法第7条の3第1項、第2項又は第3項の規定の適用がある場合に限る。）を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。
 - (2) 当該刑の確定判決において、丙が違反行為の首謀者であることが認定されたとき。
 - (3) 丙が甲及び乙に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 丙は契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の定めは、第24条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲及び乙がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

第23条（調査）

- 1 甲及び乙は必要と認める場合には、期限を示して、丙にその業務若しくは資産の状況に関し報告若しくは帳簿書類その他の資料の提出を求め、又は甲及び乙の指定する者（甲及び乙と契約関係にある公認会計士等を含む。）を丙の営業所、工場その他の関係場所に派遣して必要な調査をさせることができるものとする。
- 2 丙は、前項に定めによる報告及び資料の提出並びに調査に協力しなければならない。
- 3 第1項に定める報告若しくは資料の提出又は調査に関して、丙が報告若しくは資料の提出をせず、若しくは丙が虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は丙が調査に協力しない場合には、甲及び乙は、丙に対して、契約単価に予定数量（請求時に数量が確定しているときは確定数量）を乗じて算出した金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。
- 4 前項の場合において、丙は、甲及び乙が実際に被った損害について、第24条に定める損害賠償を免れないものとする。

第24条（損害賠償）

- 1 丙は、債務不履行に基づき甲及び乙に損害を与えた場合は、甲及び乙に対し、一切の損害を賠償するものとする。
- 2 前項の損害には、甲及び乙が丙に対し履行を求める一切の費用、国民等から、不服申立て等が提起された場合において甲及び乙が国民等に支払を要する金額及び甲及び乙が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟

等裁判手続に関する費用を含むものとする。

第25条（賠償金等の徴収）

- 1 丙がこの本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲及び乙の指定する期間内に支払わないときは、甲及び乙は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から支払の日までの日数に応じ年3.0%の割合で計算した利息を付した額と、甲及び乙の支払うべき金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、甲及び乙は、丙から遅延日数に応じ年3.0%の割合で計算した額の遅延損害金を徴収する。

第26条（衛生の保持）

丙の従業員又は第9条第2項ただし書にある第三者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）で定義されている感染症等のうち、本業務を履行する上で感染のおそれのある感染症を発症した場合は、就業させないこととし、この場合、丙は甲及び乙に対して速やかに連絡するものとする。

第27条（不当介入に関する通報・報告）

丙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲及び乙に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第28条（紛争の解決）

- 1 本契約について、甲及び乙と丙との間で協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は甲及び乙と丙との間に紛争が生じたときは、甲及び乙の所在地を管轄する地方裁判所に調停の申立てを行い、甲及び乙と丙ともこれに服するものとする。
- 2 前項の定めによる解決のために要する一切の費用は、甲及び乙と丙の平等の負担とする。

第29条（法律、規格等の遵守）

丙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

第30条（人権尊重努力義務）

丙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

第31条（補則）

本契約に関して疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して決定するものとする。

この契約締結の証として、本書 3 通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各 1 通を所持するものとする。

令和●年●月●日

甲 香川県高松市天神前 2 番10号
支出負担行為担当官
高松国税局総務部次長 西山 克也

乙 香川県高松市天神前 2 番10号
財務省共済組合
高松国税局支部長 上竹 良彦

丙 ●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●
●●●● ●● ●●

契約明細書

1 契約業務及び契約単価

契 約 業 務		年 齢	契約単価（甲）	契約単価（乙）
人 間 ド ッ ク	日 帰 り 式 基 本 コ ー ス	35歳	●円	●円
		36～39歳	●円	●円
		40歳以上	●円	●円
婦 人 科 検 診	子 宮 癌 検 診	—	●円	●円
	乳 癌 検 診	—	●円	●円
	セ ッ ト 検 診	—	●円	●円
婦 人 科 検 診 （ 単 独 ）	子 宮 癌 検 診	—	●円	●円
	乳 癌 検 診	—	●円	●円

(注1) 上記の単価は、職員1名当たりの金額である。

(注2) 上記の単価には、消費税額等を含む。

2 履行場所

実施医療機関名	
●●●●●●●●●●●●●●●●	

個人情報に関する取扱い

(定義)

第1条 本契約における個人情報とは、甲から乙に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）をいう。

(秘密保持)

第2条 乙は、甲の事前の書面等による承諾なく、いかなる方法によっても個人情報を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に開示又は提供等してはならないものとする。

2 甲は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面等による承諾を得て個人情報を第三者に開示又は提供等する場合には、第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改ざん及び漏洩などの事故等（以下「事故等」という。）故意、過失を問わない。）を発生させ、甲又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(個人情報の使用)

第3条 乙は、個人情報を本業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

(複製等)

第4条 乙は、個人情報を本業務遂行に必要な場合であって、かつ、甲の事前の書面等による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

2 乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取り扱うものとする。

(管理)

第5条 乙は、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定めるものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

(1) 個人情報の取扱責任者

(2) 個人情報に接する従業員その他本業務遂行に従事する者

(3) 個人情報の授受、移送方法

(4) 個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」という。）の方法

(5) 個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法

(6) 個人情報の取扱いに使用する装置、機器、触体等への技術的安全装置の内容

(7) 従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等

3 乙は、本業務を遂行するために個人情報に接する必要がある従業員その他、業務遂行に従事する者（以下「従業員等」という。）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

(個人情報の取得)

第6条 乙は、本業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知のうえ甲の指示に従うものとする。なお、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には

可能な限り個人情報进行特定し、その指示は文書等にて行うこととする。

(問合せ等)

第7条 乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡のうえ、甲の指示に従わなければならない。

(個人情報の返還)

第8条 乙は、甲の要求がある場合、又は本業務が終了した場合、甲の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

(事故発生時の対応等)

第9条 乙は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはそのおそれがあることを知った場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の定めに関わらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。なお、乙自らの対応策についても甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。

3 前二項における連絡及び対応策の実施は乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

(再委託の取扱い)

第10条 乙は、甲の書面等による承諾がなく、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 甲は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて乙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面等による承諾を得て本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、第三者に対し本別紙2と同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

(監査)

第11条 乙は、本業務期間中、甲が求めた場合は、第2条から第4条並びに第5条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するものとする。

2 甲は、必要があると認めた場合において乙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別紙2上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立ち入りの方法等については甲と乙で協議するものとする。

3 甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。

4 第1項又は第2項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、あるいは第3項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲は直ちに無償にて本業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。